

早企第1023号
令和7年10月28日

自治会・町内会会长 各位

早島町企画総務部企画課長

令和8年度自治会等活動推進交付金に係るイベント割の算定について

地域コミュニティの推進につきましては、平素からご協力を頂き厚くお礼申し上げます。さて、次年度の自治会等活動推進交付金につきまして、交付金構成の内、「イベント割」の部分については、前々年度のイベント等に要した経費の2分の1の額を基準として算定されることとなります（詳しくは下記の注をご参照ください）。

については、令和8年度のイベント割額を算定するに当たり、今春にご提出いただいた令和6年度実績報告をもとに自治会毎の算出資料を作成しましたので、下記のとおり確認と補記をお願い致します。また、イベント割に算定される経費についてまとめたガイドライン（別紙1）を作成しましたのでご覧ください。

記

- お願い事項…
- ①「記入例（別紙2）」で各欄の記入事項や修正方法をご確認ください
 - ②自治会名の入った用紙（別紙3）について、すでに入力されている数値が令和6年度実績と相違ないかをご確認ください。
 - ③自治会名の入った用紙について、黄色の枠を埋めてください。金額を修正する場合は、二重線で消して修正後の数字を入れてください。
 - ④補記・確認した用紙を、11月28日（金）までに企画課へご提出ください。
- ※令和6年度に対象となるイベントの実施がなかった自治会・町内会は入力がありません。この場合、算定額は一律10,000円となっています。
- ※Excelシートがご入用の場合はお知らせください。メール送付します。

注) イベント割の交付基準

※自治会、町内会活動推進交付金交付要綱別表より

各自治会等につき、前々年度のイベントに要した費用の2分の1の額（その額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とし、10,000円に満たない場合は、10,000円とする。）

ただし、世帯割の算定の際に基礎とした世帯数に600円を乗じて得た額（その額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を補助限度額とする。

A自治会（世帯数60）：令和6年度のイベントに50,000円を支出
・前々年度のイベントに要した費用の1/2=25,000円⇒30,000円 ※1万未満端数切り上げ
・補助限度額=世帯数60×600円=36,000円
⇒A自治会の令和8年度のイベント割額は30,000円 ※上限額36,000円>算出額30,000円

早島町企画総務部企画課
TEL: 086-482-0612
担当: 柿尾、中西

自治会、町内会活動推進交付金「イベント割」ガイドライン

【イベント割の基本的な考え方】

◆対象者の年代や属性を限定せず、自治会・町内会の誰もが参加できる行事が対象です。一部の人だけが参加できる行事は対象となりません。

（対象外の例1）自治会の役員だけが集まって慰労会をした費用

（対象外の例2）老人クラブ会員だけが参加できるカラオケ大会の費用

◆対象者が一部に限定されなければ飲食費（アルコール含む）も対象となります。

◆神事や宗教に関連した行事（神社主催の行事）やそれに伴う支出は対象外です。

（対象外の例3）秋の神幸祭に係った費用や、その後の打ち上げ費用

（対象外の例4）とんど祭りで神社に支払った祈祷代

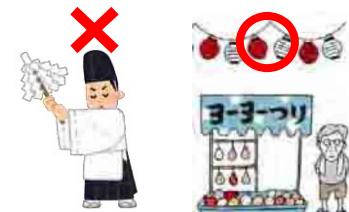
【QA】

（1）町の行事（ソフトボール大会、スポーツフェスティバル等）に自治会で参加して、参加者にお弁当と飲み物を配りました。対象となりますか。

A. 行事への参加を自治会全体に呼び掛けた場合は対象となります。一部の方だけに声をかけて選手を集めた場合は対象となりません。このため、資料として行事の参加を呼び掛けた回覧等を添付してください。

（2）ソフトボール大会に自治会で出場するためにバットやグローブ等の道具を購入しました。対象となりますか。

A. 自治会が所有し、管理するものであれば対象となります。



（3）とんど祭りの費用は対象になりますか。

A. 飲食や交流に係る費用は対象となります。ご祈祷に係る費用やお供え物の購入費等、神事に関連する経費は対象外です。

（4）自治会員で親睦旅行へ行きました。全体で30万円の支出があり、参加者40名から一人3千円を徴収し12万円の収入がありました。イベント割の対象経費はどうなりますか。

A. 会員誰もが参加できる親睦旅行はイベント割の対象となります。支出総額30万円から参加費12万円を差引いた18万円がイベント割算定対象額となります。

（5）自治会総会後に、親睦を図るために懇親会を開催した場合対象となりますか。

A. 自治会総会は親睦を図る活動ではないため、総会自体はイベント割対象になりませんが、その後、懇親会を開催する場合で、誰もが参加できるものであれば、懇親会に係る経費はイベント割の対象となります（アルコール含む）。

別紙2

自治会イベント割算出資料

対象年度 令和6年度支出分（令和8年度算定分）

自治会名 記入例

参考世帯数 (R7.4.1) :

400 世帯

令和8年度の正式な額の算定時は、R8.4.1時点の世帯数を用います。このため、ウの算定額は世帯数の変動により変わる場合があります。

ア:イベント割算定額
※一万円未満端数切り上げ

198,000円
-270,000円

イ:上限額（世帯数×600円）

240,000円

※一万円未満切り捨て
ウ:算定額（想定）

198,000円
-240,000円

※D=0の場合、10,000円

イベント名 (開催日)	イベントの概要 ※主催行事以外（町行事への参加等）の場合は、活動の内容	対象者	周知方法	イベント実施に係る支出総額（A）	祈禱料・初穂料等 神社仏閣に納めた金額（B）		参加費・テナント料等収入金額 (C)		イベント割算定対象額(D) (A)-(B+C)	備考
					金額	内容	金額	内容		
どんど祭り (1月10日)	自治会主催のどんどまつり。役員による餅のふるまいや、子ども向けのミニ縁日開催。 行事・イベントの概要をご記入ください。	自治会・町内会員誰でも参加可能である。 <input checked="" type="checkbox"/>	チラシ	137,000円	20,000円	○○神社祈祷料	0円		137,000円 -117,000円	雨天で翌日に延期したため回覧記載日と実際の開催日が異なります。
忘年会 (12月20日)	自治会忘年会。誰でも参加可能。	自治会・町内会員誰でも参加可能である。 <input checked="" type="checkbox"/>	回覧	85,350円	0円	宗教行事や寺社仏閣に納めた支出は、補助対象外となります。 行事全体としてはコミュニティの行事として実施していても、祈祷料・初穂料等の金額が含まれる場合は、その額を記入し、全体経費から除いてください。	50,000円 @1,000円×50人	参加費 50,000円 -35,350円	85,350円 -35,350円	特記事項や説明補足があれば記入してください。
スポーツフェスティバル出場 (10月1日)	早島町のスポーツフェスティバルに自治会として出場。出場者は回覧で募集し、参加者に当日昼食を提供した。	自治会・町内会員誰でも参加可能である。 <input checked="" type="checkbox"/>	回覧	45,000円	0円		0円	当該行事に係る参加費など、収入があれば記入してください。	45,000円	
イベント名称をご確認ください。 日ちが空欄の場合は、令和6年度の実施日を記入してください。		イベント割算対象の行事・イベントは、自治会・町内会の誰でも参加できる必要があります。 参加できるのが子どものみ、高齢者のみ、役員のみなどの場合は対象になりません。		自治会・町内会員誰でも参加可能である。 <input type="checkbox"/>	自治会・町内会内でどのように周知を行ったかを教えてください。 回覧やチラシの写しを添付してください。					

※支出額は、自治会内の監査を経た決算済みの額であるため、原則として支出根拠となる領収書等の添付は求めませんが、疑義がある場合等には提出をお願いすることがあります。